

改正後	改正前
<p data-bbox="85 214 1344 272">個⑥036-2 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="332 324 1094 388" style="text-align: center;">試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p data-bbox="153 459 285 484">1 記載要領</p> <p data-bbox="172 500 578 525">I 平均売上金額の計算に関する明細書</p> <p data-bbox="194 542 1292 614">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項又は第6項第2号に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="214 629 1037 654">この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="214 670 1149 695">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="194 710 1105 736">(1) 「①」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p data-bbox="194 751 1292 823">(2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。</p> <p data-bbox="194 838 900 863">(3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p data-bbox="214 879 990 904">(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p data-bbox="194 919 1215 944">(4) 「⑤」欄の算式中の「売上調整年分数」には「1」に記載した年分の数を当てはめて計算します。</p> <p data-bbox="172 967 891 993">II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p data-bbox="194 1010 1292 1081">この明細書は、青色申告者が措法第10条第6項第1号に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="214 1097 1037 1122">この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="214 1137 1149 1163">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="194 1178 1105 1203">(1) 「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p data-bbox="194 1219 900 1244">(2) 「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p data-bbox="214 1259 990 1284">(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p data-bbox="153 1307 263 1333">2 提出先</p> <p data-bbox="194 1348 463 1373">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="153 1396 285 1421">3 根拠条文</p> <p data-bbox="194 1437 318 1462">措法第10条</p>	<p data-bbox="1361 214 2642 272">個⑥036-2 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="1607 324 2370 388" style="text-align: center;">試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p data-bbox="1429 459 1561 484">1 記載要領</p> <p data-bbox="1448 500 1854 525">I 平均売上金額の計算に関する明細書</p> <p data-bbox="1470 542 2568 614">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項又は第6項第2号に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="1489 629 2313 654">この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="1489 670 2425 695">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="1470 710 2384 736">(1) 「①」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p data-bbox="1470 751 2568 823">(2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。</p> <p data-bbox="1470 838 2175 863">(3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p data-bbox="1489 879 2266 904">(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます。</p> <p data-bbox="1470 919 2491 944">(4) 「⑤」欄の算式中の「売上調整年分数」には「1」に記載した年分の数を当てはめて計算します。</p> <p data-bbox="1448 967 2167 993">II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p data-bbox="1470 1010 2568 1081">この明細書は、青色申告者が措法第10条第6項第1号に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="1489 1097 2313 1122">この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="1489 1137 2425 1163">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="1470 1178 2384 1203">(1) 「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p data-bbox="1470 1219 2175 1244">(2) 「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p data-bbox="1489 1259 2266 1284">(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます。</p> <p data-bbox="1429 1307 1539 1333">2 提出先</p> <p data-bbox="1470 1348 1739 1373">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="1429 1396 1561 1421">3 根拠条文</p> <p data-bbox="1470 1437 1594 1462">措法第10条</p>